

会 議 録

会 議 名 (審 議 会 等 名)	平成30年度第1回川西市人権施策審議会		
事 務 局 (担 当 課)	市民環境部 人権推進課 内線(2412)		
開 催 日 時	平成30年10月1日(月)午後6時～午後7時30分		
開 催 場 所	川西市役所・4階庁議室		
出 席 者	委 員	・北上 哲仁 ・岡 留美 ・藤井 美江 ・安田 美予子 ・西垣 通豊 ・南 朋子 ・前田 玲子 ・小田 秀平 ・石田 剛 欠席：石元 清英 / 齋藤 尚志	
	事 務 局	市民環境部長・人権推進課長・人権推進課主査 ・総合センター所長	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	1.会長あいさつ 2.協議事項 (1)人権行政推進プランにもとづく人権施策の推進について (2)人権行政推進プランにもとづく施策・業務点検(人権チェック)について (3)川西市総合センターの運営について 4.その他(事務連絡)		
会 議 結 果	別紙審議会要旨のとおり		

【別紙】

審議要旨

1. 会長あいさつ

石元会長欠席のため、西垣副会長より。

2. 協議事項

(1) 人権行政推進プランにもとづく人権施策の推進について

事務局：資料に基づき人権施策・事業の概略を説明

副会長：

協議事項の1番。人権行政推進プランに基づく人権施策の推進について説明をしていただきました。何かご意見、ご質問があったらお願いします。

委員：ちょっとお尋ねしたいんですけども、小学1年生の保護者に向けて、啓発冊子の配布ということが書かれているんですが、どういう冊子なのでしょう。

事務局から現物を渡す。

委員：

このような冊子も、作成されたら私たちにも参考にいただきたい。それと研修事業で、今事務局のほうからの報告があったんですけども、すごく参加人数が少ないのがある。特に石元会長が講師となっている職員研修では、27名とある。すごく気になったんですけども。

それともう1点は、人権教育協議会の中の組織で、小学校区人権啓発推進委員会ってあると思いますが、そこに市職員が2人、参加しているということなんですが、以前、そこに来られない方が多くて困っていますというようなことがずっとあったと思うんですが、その後はどうなったんでしょうか。

それと、部落差別解消推進法との関係を書いているんですが、果たして、市としてどのように理解して推進していこうと思っておられるのか。職員研修などはなされているのか。

副会長：

簡単におさらいしましたら、1点目が新1年生保護者向け啓発冊子のYellエールの説明、2点目が講演会の参加人数のばらつきについて、特に石元先生のとときに27人という数字。3点目が校区人権啓発推進委員会の参加状況などの現状について。4点目が川西人権協の研究大会、合同研修について。最後に部落差別解消推進法について、市としてどのように考えているのか。その辺りかと思えます。

では、事務局お願いします。

事務局：

部落差別解消推進法との関係では、川西人権協との関係の講演会でも実施していただきましたし、先ほどの職員研修会（石元先生が講師の）についても、この法律に関連しながら、主に部落問題を中心に話していただきました。参加人数については大変残念な結果になりましたが、ただ、例年では、50～60人という状況です。今後も1人でも参加者を増やせるようには努力していきたい。

あと、小学校区の行政職員の参加の関係ですが、年度当初に2人×16校区で32名を任命し、説明会も実施しています。以前も校区の委員長会の際にも参加率の意見が出ていることは認識し

ています。ただ、以前よりは参加率は上がっていると思います。

「エール」の関係ですが、小学校1年生が入学する前の春に配っております。1,500部ぐらい配っています。

部落差別解消推進法につきましては、地方自治体の責務ということも明確に書いてありますので、川西市としても取り組んでいかなければいけないと認識しているところです。例えば、階層別の職員研修などでは、必ず部落問題を入れるようにしております。また年2回の研修につきましても、29年度についても部落問題を取りあげています。

相談体制の充実については、第3金曜日に人権擁護委員による特設人権相談、それから総合センターでは隣保館相談支援員が相談に応じています。また神戸地方法務局伊丹支局においても相談を実施しています。川西市につきましても市の職員、私たち人権推進課の職員も相談を随時受け付けています。

それと今年度10月からこの部落差別推進解消法、ヘイトスピーチ解消法に関連して、モニタリング制度というものを実施することにしていきます。

モニタリングの試行についての概略を説明……。

委員：

今のモニタリングの件、やろうとすることはいいことだと思いますが、職員の中で交代で行っていくことについて、職員研修でさえ十分にできていない職員がたくさんおられる中では不安を感じる。これらは、全ての職員が人権感覚を身に付けていて、やれることだと思う。今の状況の中で実施していけば、逆に差別のばらまきになる可能性が出てくる。ちょっと不安を感じます。

事務局：

まずはこの1年、実際は半年ですが、人権推進課の職員がどんなふうにネット上に差別書き込みがあるのかについて、順番でモニタリングしていきます。その後、職員研修を兼ねて全職員で実施できればと考えています。

副会長：

ありがとうございます。それでは、協議事項の(1)について他の委員さん、質問、意見どうですか。

委員：

1ページの人権啓発推進事業で人権フォトコンテストの応募が4件なんですけど、例年あまり応募が少ない、同じ人が応募してたりという実態があるのかなと思うんですけど、どうなのかということ、広報とか応募方法とかで告知をする必要はないのかなと思うんですけど、その辺いかがでしょう。

事務局：

平成29年度は特に極端にちょっと少なかったです。今年度、今ちょうど集めてるとこんなですけども、10点以上集まってきてます。当初は同じ人が応募されるということも2、3ありましたが、今年度でしたら初めての方もだいぶ多いように感じています。

告知については、広報じんけんの9月号の表紙に作品募集という形で掲載し、全戸配布ですので、1番の告知媒体かなとは思っていますが、今後も応募が少なくなっていくようでしたら、また、この事業も見直していきたいと思いますが、今のところ続けていきたいとは思っています。

また、付け加えますと、29年度、応募数が少なかったということで写真部のある高校(明峰高校と緑台高校)にも募集の案内を送らせていただいております。

委員：

これ、応募方法はどのような形ですか、メールでも受け付けられるんですか。

事務局：

メールでの受付はしていません。

委員：

全戸配布の広報誌やホームページよりも、私はやっぱり「ロコミ」とか何か会あるごとに「こういうことがあるんですが、こうこうしてもらったらうれしいですけど」とか「協力していただけますか」という取り組みの方がすごくいいと思う。私らのような高齢者になってきたら、ホームページだのなんだの言われたって、なかなかできない。

委員：

応募しやすいような方法をもっと考慮しないと、応募人数はなかなか増えないのでは。

委員：

私もメールで応募できたらええなと思うんですが、プリントアウトしなくても済む。そういう受け付け方法も検討いただけたらと思います。

事務局：

次年度に向けて検討させていただきます。

委員：

3ページの市民平和推進事業ですが、同じことをコツコツ続けていくということも大事なんですが、やっぱり時代に応じて市民に響くやり方っていうのももっと考えていただけたらなと思います。

世界的な動きで言えば ICAN がノーベル賞を受賞したり、いろんな動きがあるし。そういうことも踏まえてもう少し市民を巻き込んで大きく何かできないかなと思うんですけど、いかがですか。

事務局：

まず平成28年度から川西コネスコ協会と共催して平和講演会を実施しました。それから平成29年度からは、アステぴいぶう広場で「へいわっていいね」という平和イベントを実施したり、核兵器廃絶国際署名なんかも市庁舎啓発コーナーにて実施しています。

非核平和都市宣言の30周年に当たる平成31年度には、国の補助金もらって人権平和のイベントとして、「人権と平和を考える市民の集い」というものを実施したいと考えております。

委員：

関連の提案なんですが、先ほどの人権フォトの関係で、写真の愛好家って少なからずおられると思うんです。公民館なんかでも写真、皆さん一生懸命撮って展示しておられるじゃないですか。優秀賞になったら写真がちゃんと発表されて副賞もあるということであれば、やっぱりその発表の機会を探しておられる方はたくさんおられると思うので。ただその情報が行き届いていないのであればもったいないと思うので、是非そういうところに情報が行き届くようにしていただいたら、もうちょっと関心が広まるんじゃないかと思っておりますので、是非していただきたいなと思います。

それからさっきの非核平和都市宣言が平成元年に、人権擁護都市宣言が平成3年ということで、私もいろんなところで言ってるんですが、周年行事もいいと思うんですが、例えばその年の前後

にプレとかアフターとかいう形でその特に子どもたちに周知していくような。

そもそも平和都市を宣言していたり、人権擁護の宣言をしていたりする、そういうことに特に興味や関心を持っている都市だということ、市の職員の方がどれぐらいきちんと認識していただいているのかなというところから始めていただけるとありがたいと思います。周年行事に取り組むということが、一つの取り組み方の姿勢の表れだというふうにも思いますので、ぜひ市民の目に触れるところで、特に子どもたちの目に触れるところでそういうことをしてもらいたいと思いますので、これはあらためて提案させていただきます。よろしくお願いします。

委員：

職員の人権研修の所属別実績表を見て、いつものことですが「できるだけ参加したいけれども業務上難しい」ということが、書いてあります。どこもそうだとは思いますが。もし年間計画が組んであって、なおかつ出られないというのであれば、その課の働き方がどうやねんという話をしなくてはいけないと思います。

副会長：

たくさん大事な提案をいただいたかなと思います。

事務局：

職員研修につきましては、委員、ご指摘のとおり、人権推進課等主催分の年間計画は年度当初に提示しています。それに基づいて各所属で計画を立てますが、結果としてなかなか実行できなかったというパターンが多かったかなと事務局では思っています。

そこで、各所属には、人権推進課等が企画、紹介した研修会に参加する方法ではなく、いろんな方法での研修があると事務局からも紹介していきたいと思います。

委員：

職員研修の所属別実績表見て、インターネットを活用した研修をしたということが結構あったんですが、これは何か情報提供された結果、実施されたのかどうか。

もう一つは、福祉政策課で、課内で人権ミニ講座を実施とあり、実際の事件から障がい者の人権を考えるとということをして、非常によかったと思います。

事務局：

インターネットの件ですが、人権推進課が特に紹介してないんですけども、ある部署が何年前前に活用され、それが実績表に載せられ、他に広まっていったという経過があります。

研修の方法につきましては、やはり自分の業務に関連した研修というのが理想だというふうに私たちも思ってます。それにはまず基本的な研修も積み重ねていくということも必要だと感じてます。講演会を聞いたり、ビデオ見たりすると、自分の職場に関連する内容を研修していくというのが理想ではないか思っています。

委員：

先ほど本年の10月からモニタリングを始めるとお伺いしたんですが、今、ネットで、いろんな差別のことについてかなり詳しく出てるんです。

例えば部落の風景であるとか、地名もはっきり出てるんです。削除要請になるかどうか分かりませんが、そのような実態があるということだけでも知っというてほしいなと思います。

委員：

2つあるんですが、2つ目が、自分たちの業務に関連した人権研修っていうのはすごく分かり

やすいと思うんですが、例えば、資料を見ると人権推進室と職員課が主催しているものが2つ載っているんですが、中味が割とかぶってるような感じがします。また新しい人権のトピックのテーマがあまり網羅されていない印象を持ちました。住み分けなんかはどうされているのか。

もう一つは、これも広報じんけんを拝見したら市民の方の相談窓口を開設しておられるんですが。例えば今年の9月1日の特設人権相談について。どれぐらいの相談がありましたか。

事務局：

特設人権相談については、年間だいたい10件ほどです。昨年は少なくて5件です。それから職員が受けている相談は、昨年は11件ございました。

総合センターのほうは、相談事業として昨年度163件ございます。この部分につきましては、セクマイ相談の分と日常的な相談、ちょっとした生活上の分も含めてのことになりますが。

研修内容の重複について、資料には、あくまで代表的なものを書いています。実際にはセクシャルマイノリティーの話とか、発達障がいの関係も近年の大きな課題であると認識していますので、職員課主催分でも入れていますし、人権推進課主催分、あるいは、人権啓発サポーター会や川西人権協でも取り入れています。そういう意味では重複はしています。例えば、最近では、部落差別解消法の関係も、あらゆる機会を通じて、そこは重複してでもやっていくというスタンスです。

副会長：

それでは、協議事項の2番、人権行政推進プランに基づく施策・業務の点検（人権チェック）について、事務局、説明願います。

事務局：「人権行政推進プランにもとづく施策・業務の点検（人権チェック）について」概要を資料をもとに説明

副会長：

それでは、ただいまの説明に対してご意見、ご質問がありましたらどうぞ。

委員：

私、前回（去年）もお話したと思うんですが、幹部職員からパワハラに遭って苦しんでおられる職員がいると聞きます。それに関しての研修も実施されたということも聞いているんですが。

でもそのようなことが、なぜ起きるのか。幹部職員が、研修を受けていないから、やはり人権を尊重する意識を持たないと職員の命も守れない。もっとトップも含め幹部職員自身が人権感覚を身に付けていただきたい。

事務局：

今、ご指摘いただいたとおりだと思います。先ほど報告しました所属での研修の取り組みなども、まだまだ不十分。これはやはりご指摘のように、まずは上の者が率先して取り組む姿勢が大事だと思っています。

また、庁内の人権施策の推進体制については、市長をトップに部長級で構成する体制をとっていますので、ここの組織を通じて取り組みを進めていきたいと思っています。

委員：

人権チェックの取り組みについて、全部熟読はしていませんが、中には課題等がないと書いて

いる部署もありました。正直だなと思う反面、課題がないところに成長はないなと思いました。

それからチェック項目の中で、障害者差別解消法に留意して取り組むに関して、該当なしという回答が返ってくるというのが非常に理解しがたい。該当しない部署なんかないだろうと思っていましたので、全体として中身を検証する機会をどこかで持つ。それでフィードバックしていくということは、今後あるのか。

事務局：

先ほど申しあげました人権施策推進委員会、市長をトップとしておりますその組織がございますので、そこで検証していきます。

それから全ての課が該当する 33 番（障害者差別解消法の関係）ですが、これは川西市でも指針も作っておりますのであり得ないと思います。これについては今後、該当する課には指導していきたいとは思っております。

今回は、このような 47 項目のチェックの手法は初めてですので、指導して変更してもらうのではなく、現実の実態をみるということで指導をする前の段階のものを載せさせていただいております。

委員：

人権施策を考えていただく上で、今後は私がしてほしいなと思うことがあります。

例えば、こういう印刷物を作る時に、視覚的に課題がある方に見やすいのかどうか、ユニバーサルデザイン的なもので。そういう視点を全庁共通で持っていただく。そういうところは人権推進課がリードしていかないと難しいかなと思います。

また、LGBT に関して、子どもたちが制服を選ぶということが非常に大きな課題になってるところがあるんですが。自分の生まれ持った違和感を否定しなければならないという現実があります。人権施策を考えていくうえで、そういった視点も今後リストに入れてほしいと思います。

副会長：

要望ということでよろしいか。

委員：

要望で結構です。

委員：

今回は人権チェックの内容について人権推進課として、それはないやろというような中身であっても特に何もしていないということでしたが、私は今後、これを一つのきっかけとして、庁内全体として人権意識をどう高めていくかということが大切だと思うし、特に課題なしというのは、これは課題がないんじゃなくて課題を見つけられないというのが実態だろうと思いますので、このチェックをきっかけに議論深めてほしいと思います。

今回、このような取り組みが始まったということで、何もかも今回はクリアはできないと思いますが、今後もこのチェックを生かす方向で進めていってほしいなと思います。

事務局：

今、委員からご指摘をいただいたとおり、事務局も認識してます。先ほども言いましたが、今回は各所属から提出されたものをそのまま掲載しました。例えば、事前に事務局から指導訂正させたものを掲載すると、逆に今の課題が見えてこないのではないかと、また、課題の欄が空白ということもご指摘のとおり、そのこと自体が課題やというふうに捉え、あえてそのまま掲載しました。これらをもとに研修をしていただきたいというふうに事務局としても思っています。

副会長：

それでは、少し急ぎますが、協議事項の 3、川西市総合センターの運営について よろしくお願ひします。

事務局：6 川西市総合センターの運営について、資料をもとに概要説明

委員：

昨年、大阪の方に人権学習に行った時に聞いたんですが、「よみかき教室」というのが、最近、外国人の方が多くなって、もともと日本人の方のために実施されたものが今やもう外国の方のためになっていると言っていました。それは悪い意味じゃないんですが、川西市ではどうでしょうか。

事務局：

総合センターでは、「よみかき教室かわにし」というものと、センター事業ではないんですが、夜間に同じような「よみかき教室」というのが行われております。

やはり、どちらもですが外国人の方も多くなってきているところはございます。

委員：

やはり人権センターという位置づけからは、単なる日本語学習の場だけではダメだと思います。

一つ気になることは、「けんけん」などで子どもたちは学びに来てるんですが、その保護者に対しての人権啓発がどのようになされてるのか少し気に掛かります。

事務局：

けんけんひろばでの保護者の方への啓発については、どこまでできているのかということ、やはりかなり疑問のところは出てこようかと思ひます。今後、保護者の方たちにもいろんなことを知っていただく、また感じていただくということは大事なことでありますので、どんどん発信していきたいと思ひます。

副会長：

他に総合センターの件についてないようでしたら、全体を通してでも結構です。

委員：

毎年 2 月に川西市の人権教育研究大会というのがあります。そこでの分科会での実践報告を聞かせてもらおうと報告者(学校・PTA)にすごく差があるんです。PTA のほうでももうちょっと底上げしてもらいたいと思ひのですが。

委員：

私も同じように参加していますが、阪同教にしる、市の研究大会にしる。なかなか先生自身が人権感覚が備わっていないなというのが実感でした。

確かに学校や PTA にも地域性があるので、かたやすごく頑張って一生懸命やっておられる学校もあります。PTA さんもそういうようなところもあります。やっぱりいいところを探してやっついていかないと進展しないと思ひます。悪いところの底上げをどのように協力してやっついていけばいいか。

委員（教育長）:

PTA の関係は、これはもう全くの推測ですが、学校側が、どれだけ支援してるかというところだと思います。昨今 PTA の運営が非常に難しくなっているような実態があります。負担感と
いいますか、そういうことについて一定フォローしなければならないようになってきています。
だからといっておろそかにしていいものではありませんので、やはり学校がどれだけ PTA を支
援していくかということについてはその場面でまた指導していきたいと思っています。

副会長:

それでは他にないようですので日程の 3、その他の件について事務局からお願いします。

事務局:

平成 27 年度に作成した現在の人権行政推進プランですが、この計画期間が平成 31 年までにな
っております。来年度中にはこのプランの改定版を作成することを予定しております。来年度
は審議会を複数回開催することを予定しておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

終了